研究ノート

職業訓練と教育をめぐる論点考

田中　萬年

目　次

はじめに
１．教育は学校だけで行っているのではないこと
２．日本でも職業訓練の定義は様々であること
３．日本人の感覚が世界に通ずる常識ではないこと
４．欧米では日本のように職業訓練と教育とが分離していないこと
５．人に“教える”営みは職業訓練から始まったこと
６．わが国で職業訓練が軽視されている理由は、
「立身出世」観の定着の後に職業訓練が成立したためであること
７．職業訓練の軽視・蔑視観は後進国の遺産であること
８．職業訓練と学校との連携が戦後の一時期は追究されていたこと
９．これからの社会は職業訓練を無視できない生涯学習の社会であること
１０．職業訓練は教育よりも教育的であること
１１．大学卒業者も職業訓練を受けていること
おわりに

はじめに

職業訓練は実に複雑、かつ多様な実態で展開しながら変遷してきた。これは学校教育の関係者からみるとほとんど理解が不可能なほどであろう。職業訓練が複雑で多様であるという背景には、わが国においては職業訓練の有力な支援団体が存在していないということがあった。したがって、職業訓練の実践をそのつど社会の様々な変化に合わせて対応せざるをえないという側面があった。このために職業訓練が他の社会的要因、具体的には失業者あるい

は離転職者の発生の状況、技術革新への対応、学校教育の進学率の向上などへの非主体的追随とする見方も現れる。しかし、このような見解はことの表面だけの説明であり、職業訓練はいずれの時点でも本質的には労働者の職業教育の保障を目指したと考えるのが正しい。

職業訓練が複雑・多様であるということは多くの人が（ある場合は職業訓練関係者さえもが）職業訓練を理解できないということになり、職業訓練についてうまく説明できないと言うことはそこから職業訓練に対する偏見、さらには差別感さえ醸成されることになる。受講者の募集活動は、その偏見と差別感との闘いであると言っても過言ではない。

今日のように民主的感覚が一般化した時代であると言っても、教育学関係の研究者さえ未だに「根底には、職業訓練を教育より一段劣るものと見て、教育とは区別し、教育ではないとする考え方があると思われる」(1) という指摘がある。教育学研究者がこのようであれば、教育学を学んで教師になる学生の思考様式は、その影響を大きく受けているに違いない。そして、そのような教師に指導を受けた子どもたちは知らず知らずの内に職業訓練に対する偏見、差別感を身につけてしまうはずである。

このようなことから、高等学校を卒業して新規に職業能力開発施設（職業能力開発大学校を含む）に入学してきた学生にとっては、立派な施設や設備が、決してバラ色には見えないようである。職業能力開発短期大学校への帰属意識を定めきれない学生も入学当初には少なくないと聞く。短大や大学に進学する学生たちは、高校までわが国の文化的風土の中で生活しているため、職業訓練の軽視、ないしは蔑視感を自然の内に抱くようになる。つまり、彼等は職業訓練機関へ進級する中学の同僚達への言われ無き差別を無意識のうちに体現して来た若者達であるため、自分自身が職業訓練の場で学んでいる事へのある種の劣等感や自分自身を卑下してしまう感情を払拭できないからである。その結果、自分は職業訓練を受けているという現実の感情との葛藤が彼らの心に起こっているのではなかろうか。このような学生に比べ、１年でも企業等にて働いた後に大学校へ入学して来た若者は現実を見つめてきて

いるため、この点の理解に違和感はないようである。

本稿の論点はそのような学生が当初持っている“常識的感覚”（職業訓練に関して言えば、それは差別的偏見であると筆者は考えている。）を正す指導を展開するためのテーマになると考える。日本の社会において高校まで生活してきた職業訓練の受講生に、職業訓練の意義を正しく理解して貰うことは、自分自身の存在意義を再確認するために極めて重要な課題だと考える。そしてその結果、学生自身の自信の獲得に必ずや結びつくと考えられる。

一方、職業訓練に携わる者は、わが国では職業訓練の社会的認識が低いとよく嘆くが、職業訓練側にもまだまだ努力が不足しているかも知れない。その努力は、受講生を募集する時のＰＲの時のみではなく、各種の職業訓練を展開・実施している時に受講者に対して直接必要なようである。能開短大から能開大に編入して来たある学生は、ある日の筆者の講義に対し次のように感想を記している。

> 職業訓練の種類と基準というテーマで講義がありましたが、この手の内容をなぜ能開短大や各種施設で伝えてもらえないのでしょうか？　平成元年に小平の東京短大に入学して５年程たちますが、こんな話を聞いたのは今日が初めてです。関連施設に通う人全てに伝えるべきだと思います。

職業訓練が社会に知られていないとよく我々はいうが、我々も努力不足であったと考えさせられた感想である。職業訓練の受講者は自分が属するコースについてだけではなく、職業訓練全般についての理解を求めているのではないだろうか。２年間という長期の訓練課程であれば各種の講義の中でこれらについて紹介することも可能であるが、在職者訓練等の短期の課程の場合は、簡単なパンフレットを用意して配布するだけでも良いのではなかろうか。

以上のように職業訓練の受講者のためにも、また広く社会に職業訓練を正しく理解して貰うことは緊要である。これは職業訓練に携わる者にとっても必要と考える。本稿ではそれらの論点について整理してみたい。それは、わが国の逃れられない実状である“学歴社会”の中では、教育との対比において行うのが最も重要だと考える。それは、職業訓練の営みに対して公然と批判が始まったのは「職業訓練法」の成立以後と思われるが、その主たる批判は学校教育関係者からであったからである。

ここで、本稿では「職業訓練」と「教育」とは全く同じ営みを見る視座の違いから来た用語の違いを表しているに過ぎない、と言う観点に立っていることを述べておきたい。

１．教育は学校だけで行っているのではないこと

日本人は教育と聞けばすぐ学校教育を考える。しかし、学校教育よりも大きな教育組織は企業内教育である。労働省の調査では300人以上の企業の70%がＯｆｆＪＴを実施しており、その対象者数は学校教育在籍者の数倍になることになる[(2)]。ＯＪＴを実施していない企業はないはずであるから、企業内において教育がいかに組織されているかの証左である。ここで、ＯＪＴが教育ではないと言うことも言えない。それは長い歴史の中で今日まで技術・技能を継承してきた徒弟制度を考えればすぐ分かることである。今日の徒弟制度については、最近評判の西岡常一・小川三夫『木のいのち木のこころ＜天・地＞』（草思社）を一読すれば明らかであろう。このような意味で職業訓練機関は永い職業生活の中で展開される企業内教育訓練の助走の位置にあることを認識しなければならない。

このために、能開大では数年前より、１年生に対し５月の連休明けに企業内教育訓練施設の見学を実施しているが、学生が先ず驚くことは企業が学校よりも素晴らしい教育を実施しているということである。例えば今年の感想文から紹介すると、次のようなものがある。

> 僕は教育と言うと学校で受けるものとぐらいにしか考えなかった。しかし、実際にはいろんな所で教育というものがあり、目的や方法はさまざまであるということがわかった。教育について今までは、とてもせまい視野でしか見れなかったけれど、今回の企業内教育施設の見学によって教育というものをいろんな角度からとらえることができたと思う。い

ろんな分野の教育があることがわかりとてもためになったと思います。

（『平成６年度企業内教育施設見学感想文選』より）

能開短大に限らず職業能力開発施設では工場見学の機会は少なくないと思われるが、その際は単に技術的な面の見学だけでなく、企業内教育をどのように実施しているのかということを学生とともに確認することが重要である。それは学生等にとっても現在学んでいることの意義を考え、位置づける上でも役立つはずだからである。

労働省の調査に見るように企業内教育が行き渡っているということは、企業に就職し数年して部下を持ったときにはその部下に仕事を教えなければならないのであり、そのときはＴＷＩ[3]を教えてやるから１週間でも有給教育休暇[4]をもらってこい、と能開短大の卒業生に言っておくと、在職者訓練にも継続できると思われる。

２．日本でも職業訓練の定義は様々であること

わが国における「職業訓練」の用語の一般的使用は1958（昭和33）年の「職業訓練法」が制定された以降であり、それ以前は様々な言葉が用いられていた[5]。職業訓練の営みに関する用語は企業内訓練の場合、徒弟養成、見習工養成、中堅工養成、技能者養成であり、公共訓練の場合、授産、補（輔）導、技術講習、職業再教育、職業補導などであった。職業訓練は複雑であるため、その概念をどのように定めるかという事が重要な課題となる。つまり、職業訓練の定義は日本人でも多様であることが予想される。それでは「職業訓練」を各種の辞典がどのように定義しているかをみてみよう。

先ず『広辞苑（第４版）』（1991年、岩波書店）では

技能労働者の職業に必要な能力の開発・向上を目的とする訓練・再訓練。

としている。この「技能労働者の」という定義は1958（昭和33）年の「職業訓練法」の定義である。それ以前もまた、1969（昭和44）年の新「職業訓練法」以降でもそのような定義はなく、極めて古い定義である。『広辞苑』は

日本語の定義の紹介によく用いられ、日本の常識を代表するように考えられているが、充分な研究の上で編集されているとは言えないことが分かる。

次に『日本国語大辞典（第10巻）』（昭和49年、小学館）では

労働者または労働者になろうとする者に職業上必要な技能を身につけさせること。公共職業訓練・事業内職業訓練のほか、広義には学校教育までこれに含まれる。職業補導。

としている。本辞典は日本語に関しては極めて権威のある辞典であるが、ここで学校教育が職業訓練に含まれるとしていることは、職業訓練の意義を考える上で重要である。

そして『新教育社会学辞典』（1986年、東洋館出版）では

職業訓練とは一般に、就業者、就業希望者もしくは失業者を対象とする、職業選択、職業継続・昇進、転職などを目的とした科学的・技術的知識、技能の訓練、及び勤労者としての社会的役割を果たすのに必要な職業的・社会的能力を向上させるための訓練をいう。……

教育と訓練の伝統的区別は『過去のものである』（という）考え方は、職業訓練が生涯教育の重要な部分を定着させる上でも重要である。……

公共職業訓練所、企業内教育の他にも工業高校などの学校教育、看護学校、理容学校、産業開発青年隊なども訓練機関としての役割を果たしてきた。

としている。ここでも学校教育が職業訓練の一環であることを述べている。

わが国で代表的な辞典の職業訓練に関する説明を見たが、『広辞苑』的な説明が一般には多い。『新教育社会学辞典』の執筆者は職業訓練にも精通した研究者と考えられる。これは一部の研究者の間で利用されているに過ぎないが、最も権威ある『日本国語大辞典』が、学校教育を職業訓練に含めているという事は極めて意義深いと言えよう。このような学校教育をも職業訓練の定義に含めると言うことは如何なる背景があるのだろうか。この理論枠組みを考えるためにも論点の整理が必要となってくる。

そのための試みの概念図が次頁の図である。ここで、「私的職業訓練」は

一般的ではないが、「公的職業訓練」の対置概念としての筆者の造語であり、

職業訓練の概念図

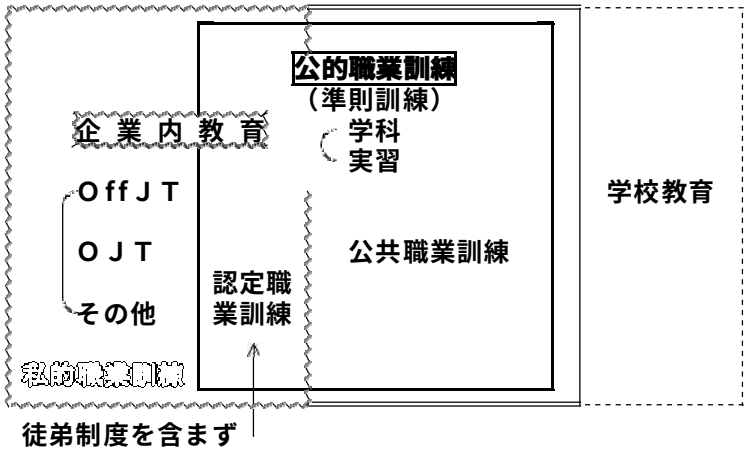

このように整理することによって職業訓練の課題をより明確に出来ると考える。また、徒弟制度は現在でも営まれているが、公的職業訓練には含まれていないと言うわが国の特徴がある。そのため、徒弟制度は“私的職業訓練”に含めざるを得ない。

よく“職業訓練は教育ではない”と聞くが、職業訓練といっても様々であり、その「職業訓練」とは上の図のどれを指しているのか、という問いが必要になる。

３．日本人の感覚が世界に通ずる常識ではないこと

それでは職業訓練に対する世界に共通する認識はどうなっているであろうか。その認識は国際的な勧告や条約に現れていると考えることが出来るので、ＩＬＯとユネスコの勧告を見てみよう。ＩＬＯの「職業訓練に関する勧告」（1939年）は次のように述べている[6]。

第１部　定　義／１　この勧告において、

(ａ)『職業訓練』と称するのは、技術的又は職業的知識を習得し又は向上させることができるすべての訓練方法をいい、訓練が学校において施されると作業場において施されるとを問わない。

(ｂ)『技術及び職業教育』と称するのは、職業訓練のために学校において施されるすべての程度の理論的及び実地的教育をいう。

(Ｃ)「徒弟制度」と称するのは、使用者が契約により年少者を雇用すること、並びに予め定められた期間及び徒弟が使用者の業務において労働する義務ある期間、職業のため組織的に年少者を訓練し又は訓練させることを約束する制度をいう。

このようにＩＬＯの職業訓練の勧告は、職業訓練の中に学校教育を含めている。その後ＩＬＯの職業訓練に関する勧告は新たなものが出されるが、今日までその基調は変化していない。例えば、『教育条約集』は上の勧告を掲載していないが、その後の関係条約である1975年の「人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約」を掲載している[7]。同条約では職業訓練を次のように述べている。

職業訓練（これらの活動が学校教育の制度の下で行われるものであるかないかを問わない）

一方、教育に関する国際的な共通認識を代表する機関はユネスコであろう。その「技術教育及び職業教育に関する改正勧告」（1974年）は次のように述べている[8]。

国際労働機関の総会が……その第59回会期において、1975年に職業指導及び職業訓練に関する新文書を採択するため、実質的な結論を採択したことに注目し、

さらに、ユネスコとＩＬＯが重複および矛盾を避け、かつ、調和した目的を追求するため、各自の文書の作成に当たって、両機関の間の緊密な協力を行っていることに注目し並びにこれら両文書の効果的な実施のための協力が継続することを期待して、

……この勧告を採択する。

として、さらに

この勧告は、教育機関でもしくは教育機関の責任の下で行われるか、

直接に公当局によって行われるか、他の形態の公私の組織的教育を通じて行われるかを問わず、技術的及び職業的な性質を有するすべての形態及び側面に適用される。

……技術教育および職業教育は、次のものと理解される。

(ａ)普通教育の欠くことのできない一部

(ｂ)職業分野のための準備の一手段

(ｃ)継続教育の一側面

とし、学校における技術教育および職業教育はユネスコとＩＬＯとの重複を避けながらも、継続教育つまり成人教育の分野にも積極的にかかわろうとしていることが分かる。そしてＩＬＯは、学校教育がカバーし得ない領域を職業訓練としてその計画のうちに包み込んでいる。つまり、先のＩＬＯの職業訓練に関する勧告をユネスコも認めている。

先に紹介したようにわが国でも一部の辞典が職業訓練の中に学校教育を含めていることは、このような国際的理解を前提にしたものではないかと推察される。

４．欧米では日本のように職業訓練と教育とが分離していないこと

それでは何故にＩＬＯやユネスコが上記のような勧告や条約を出すのであろうか。それはそのような教育・訓練観が社会的合意となっているからである、ということになる。そのような教育・訓練観が醸成された背景には、ヨーロッパにおいては職業訓練の発展の過程から学校教育が誕生したからという歴史があるためと推測される。

例えばイギリスでは、最初の「徒弟法」が既に1563年（日本は足利第13代将軍義輝の時代で、永禄６年。その３年前に信長が桶狭間で義元を破った。）に制定され、職人の教育訓練の問題が公的に検討され始めた。やがて産業革命とともに都市に発生する貧困市民の為に「救貧法」が制定されるが、この法により貧困子弟のためのワーク・ハウス・スクールが制度化されていく。その次に最初の「工場法」が1802年に制定されるが、「工場法」は工場

で雇う年少労働者が教育を受けていることを条件としており、最初の教育義務制を制度化したものである[9]。この延長線に1861年に「教育法」が成立している。

つまり、職業訓練を母胎として学校教育が誕生している。このことは、ヨーロッパの先進国に共通する経過といえる。それは「職業教育のそもそもの発端とはキリスト教の原理を日常生活の中に実現しようとしたキリスト教の努力によるものだった、といってよい。当時のカトリックの中にもプロテスタントの中にも、……生活に即した新しいき（ママ）信仰をうち建てようとした努力が見られるが、それが職業教育の好機となったのである」[10]という指摘から理解できる。なお、ここでの「職業教育」は「職業訓練」と同義である。このことは、上の引用文の直後に「それまでは、もっぱら組合所属の職人だけを対象とした職業訓練を、もっと広く多くの人々にも与えようという機運がもり上がってきた。」と述べていることから理解できる。

ヨーロッパの思想がキリスト教を土台にして構築され、その一貫として職業の遂行が神への忠誠を表すという事については、マックス・ウェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』に詳しい。職業の勤勉さは職業訓練の尊重にも通じると考えられる。

ヨーロッパの教育が職業訓練より発達したのではないかという歴史を示してくれるものは、ルソーの『エミール』[11]やペスタロッチにも見ることが出来る。例えば『エミール』では、「わたしはどうしてもエミールになにか職業を学ばせることにしたい」（353頁）。それは「体質を強め健康を増すために手の労働と肉体の訓練が有効であることをながながと証明するようなことは」（60頁）必要ないからである。その具体的対策としては「かれを親方に仕立てあげるために、いたるところで徒弟になるがいい」（328頁）としている。その目的を、「私たちは職人修業をしているのではなく、人間修業をしているのだ」（361頁）としている。そして「かれは農夫のように働き、哲

学者のように考えなければならない」（364頁）。なぜなら「働くことは社会的人間の欠くことのできない義務だ」（348頁）からであるとしているように、教育の目的としても手段としても職業訓練を重視していたといえるからである。

ペスタロッチは「隣人愛と幼きものへの愛から職業教育を授けようとした」[12]のであり、「生活費を稼ぎ出せるような職業的手仕事を教えたり、……生活の向上を図ることが出来るように助力した」[13]。なお、ペスタロッチのような教育の実践家は「必ずしも……新しい唯一の教育者ではない」[14]。

このような歴史的経過があり、ドイツは徒弟制度を軽視せず、近代的な学校制度の中に徒弟制度（見習訓練制度）を組み込んだ教育制度を構築した。これは今日まで続いている有名な“デュアルシステム”である[15]。

フランスでは若者が失業しないように、目下、高校教育と職業訓練との連携の強化を図っている[16]。

アメリカでは、「職業訓練法」はなく、わが国で“職業訓練”と規定されている新卒者訓練、在職者訓練及び離転職者訓練的な教育訓練は、「職業教育法」の下で一体的に展開されている[17]。

以上のように、他の先進諸国における職業訓練の社会的位置づけは教育との大きな差がないといえよう。

５．人に“教える”営みは職業訓練から始まったこと

人間の教育は、先ず親が子に生活の方法を教えることから始まる。やがて大人になるにつれ、子どもは独立して生きるための様々な仕事を学ぶ。その仕事の教育は親子関係に止まらず、社会の中で営まれるようになる。すなわち、仕事の教育があらゆる教育の基本であったはずである。

家を造る、魚・獣を捕る、食物を作る営みは仕事の「伝授」であり、動物とは異なった人間の教育活動の原点である。動物と異なった食料の確保の方法は、農産物と家畜の飼育である。その方法を伝授してきたことも職業の訓

練と言えよう。

観光の名所となっている古代の建造物は美術家が作ったのではなく、当時の職工・職人の作品である。わが国の寺社仏閣も同様である。また、美術・工芸品においても同様である。その技術・技能は徒弟制度により伝えられてきた。今日の文化は洋の東西を問わず、徒弟制度の伝統により培われ育まれてきたと言っても過言ではあるまい。

わが国では、現在その伝統を受け継ぐことが様々な意味で困難になっているが宮大工の小川三夫が主催する鵤（いかるが）工舎[18]や各種の伝統産業では今日でも継承されている。宮大工を目指して仕事を体得するというその営みを、教育（訓練）ではないと言えるであろうか。この立場から、「職業能力開発促進法」の第９条にＯＪＴが規定された意味を再考することも必要ではなかろうか。

そのような徒弟制度と現代の教育制度または職業訓練制度との関係が、ヨーロッパとわが国では大きく異なることは先に述べた通りである。わが国において徒弟制度が今日の職業訓練制度に包含されなくなった理由は「工場法」の代わりに戦後に制定した「労働基準法」の審議過程にあったのではないかと思われる。徒弟制度が古くさいというのはわが国の特徴であり、欧米では今日でも職業訓練の重要な分野を占めている。

「労働基準法」制定時の技能者養成に関する大きな関心は、“徒弟制度の弊害排除”であった。つまり、徒弟制度における封建的制度の排除という“民主化”であった。「連合国軍は、占領政策上人道的であるという印象を日本人にあたえることにつとめているが、……楫子年季制度を採り上げた方が、報道効果が大きいと判断した、という」[19]。つまり、連合軍は“民主化政策の推進者”として振る舞うために、徒弟制度批判を利用したということをノンフィクション作家の吉村昭氏は述べている。

徒弟制度には雇用制度と訓練制度の二面性があるが、上の視点は本来前者に対するものであったはずである。しかし、「労働基準法」では同時に訓練制度の側面についても否定してしまったのではないかと疑問を持つ。先に紹

介したＩＬＯの「職業訓練に関する勧告」(ｃ)の「徒弟制度」に関する定義は「労働基準法」制定時にどのように考慮されたのであろうか。このような疑問を持つ理由は、「労働基準法」を検討した知識人・官僚が教育的機能を持ちながらもわが国では注目されなかった徒弟制度を真に理解していたのであろうかと思うからである。

「労働基準法」は、労働者の職業訓練に関する内実も同時に否定してしまうという誤りをその後のわが国の知識人・官僚が犯しやすい法律となったと言えよう。この意味で、「労働基準法」制定時に徒弟制度への差別感がなかったか否かの再検討が必要である。例えば、戦後直後の技能者養成は、工場の生産再開の目途が立たない下で、外貨獲得のための職業訓練の展開として伝統産業職種を重視する基準を作成した。そのような伝統産業職種はほとんどが徒弟制度により実施されていたはずであるが、３年または４年の訓練期間を定め、さらに学科の訓練時間も定めていた。そのような基準が果たして伝統産業職種の職業訓練制度として有効であったかは疑問が残るところである。

６．わが国で職業訓練が軽視されている理由は、「立身出世」観の定着の後に職業訓練が成立したためであること

わが国の教育風土が職業訓練を低く見るようになったのは、学校教育による「立身出世」観が国民に認められるようになった後に、今日のような職業訓練が成立したからであると考えられる。

学校が1872（明治５）年に制度化され（「学制」といった）、国民の（国家のではない）教育への義務制が定められた。時の政府は太政官布告「学事奨励に関する被仰出書」を発し、学問、教育の目的を「其身を立て、其産を治め、其の業を昌んにする」こととした。ここに“立身出世”観奨励の源流を見る。

それでも貧しい国民の多数は教育による“立身出世”を直ちに信用せず、“学校焼き討ち事件”が全国的に広まった。これは近年の“問題児”が卒業

式の前後に体育館に放火した、と言うようなものではなく、住民が（大人が）集団的に税金の値下げ要求と併せて起こした“一揆”であった。その運動は、明治10年代に入り、民衆のレジスタンスの一環として、小学校に対する不満と抵抗が一段と激しさを加えてくる中で起こった。その結果として“学校焼き討ち事件”が発生する。端緒は明治６年の北条県（現岡山県）の騒乱である。ここでは３校を焼き、15校を壊し、教員の官舎等が被害を受けている。これらの他、県出張所、巡査の家、戸長宅、豪商宅、民家等も多数破壊されている。その背景には小学校を忌み嫌う感情が強く、学費の負担に対する反感があったようである。次いで鳥取県（２校１所）へ飛び火し、福岡県（29校）、名東県（香川県・48校）、茨城県（未遂）、明治９年の三重県（40余校）・岐阜県（７校）・愛知県（２校）へと続いた。この一連の事件の背景にあった学校制度に関する要求は、次表のようになる[20]。

明治初期「学制」反対諸騒擾一覧表

小学校入費出銭反対	京都（明治６），島根（明治７）
学校賦課金反対	茨城（明治９）
学校新築増額反対	山梨（明治９）
小学校廃止	鳥取（明治６）
学校引き渡し	宮崎（明治６）
教育内容に反対	敦賀（明治６）
学校破壊	埼玉，北条，鳥取，名東，福岡（明治６） 三重，岐阜（明治９）

このような大事件の陰には報道に乗らなかった小さな事件も計り知れなかったことが想像される。また、東京の“貧民”が学校忌避運動を展開しなかったからと言って、その子弟が“立身出世”のために学校に通学していたとは考えられない[21]。

国民に“立身出世”観を定着させるために政府は歌も利用した。政府推奨の歌は1881（明治14）年の『小学校唱歌集　初編』から、1935（昭和10）年の『新撰尋常小学唱歌』までおびただしく刊行された唱歌集に掲載されてい

た[22]。その最初の唱歌集に掲載された唱歌で、今日でもよく歌われているのは「ほたるの光」である。この歌は“わかれの歌”として今日でも慕われているが、その１番では「書(ふみ)よむつき日、かさねつつ」と勉学を説き、３番では「ひとつにつくせ、くにのため。」と国家主義を歌ったものであった。1984（明治17）年に三番目に出版された『小学校唱歌集(三)』には「あおげば尊し」がある。その２番では良く知られているように「身をたて　名をあげ、やよ　はげめよ。」と立身出世を説いたものであった。明治政府は教育が出世のための機会であることを歌によっても国民に浸透するように図っていた。しかし、親しまれている労働歌らしき歌は明治45年の『尋常小学唱歌（三）』に載った「茶摘」や、大正元年の『尋常小学唱歌（四）』の「村の鍛冶屋」が初期のものであり、「田植」は昭和17年の『初等科音楽（一）』と戦時体制に入ってからと比較的遅くなっている。

国民が、学校に自分の子弟を出すことが望ましいと考えるようになったのは、学校制度が出来て20年ぐらいの経過が必要であった。例えば、「立身出世」という言葉は明治維新にはなく、始めて国民の目に触れたのは二葉亭四迷の『浮雲』の中においてであった[23]。

『浮雲』執筆の動機は、文明開化とともに進行する人々の心の荒廃に警鐘を鳴らすことであったと言われている。その中で作者の分身とも言われている、教育を受けても失業している文三は恋中でもあったヒロインのお勢の母親に、「立身出世すればこそ学問だ」となじられた。この時代、教育と立身出世の関係が一般の国民に分かり始めたのであろうということが想像される。

『浮雲』は明治20年が初版であり、わが国では初めての口語体による小説として有名であるが、この意味でも当時の文学愛好家に好まれたようである。『浮雲』は版を重ね、当時だけではなくその後も注目された作品であった。そのような事を考慮すると『浮雲』の出版の後に「立身出世」の観念が国民の中に広まったと考えられる。

そのころ義務教育であった小学校（３年制）の就学率もようやく平均50%（男子66%、女子32%）になった（明治18年）。そして、東京大学（帝国大学はまだ設立していない）の卒業生が“故郷に錦を飾る”様が各地で見られるようになってきた時代であった。

その後、わが国の職業訓練は、ようやく日本的な制度をもって成立し始める。職業訓練は“立身出世”のためではなく、労働者（国民）のために制度化された。それは具体的には大正時代になってからであり、既に立身出世の学校教育観が国民に定着した後では、職業訓練を同等と見る目を“常識的な”国民は持てなかったのではないだろうか。

最初の職業訓練関係法である「工場法」は35年間の議論の後ようやく1911（明治44）年に公布された。「工場法」はイギリスのそれをみならったが、ゆうに100年以上も遅れている。先の教育関係法がわずかに11年の遅れで制度化されたことからみると、はるかに大きな遅れである。しかも、イギリスとわが国とではそれらの法律の制定の順番が逆転している[24]。ここにわが国の職業訓練観の遅れた遠因を見ることが出来る。

しかも施行は更に５年後の1916（大正５）年であった。その「工場法施行令」にわが国では初めての職業訓練関係規定である「徒弟」が明文化された。しかし、職業訓練の重要性を国民が理解するのにはあまりにも遅すぎたと言える。公共職業訓練が始まるのは、さらに遅く1923（大正12）年前後であり、法律に明文化されるのは1938（昭和13）年の「職業紹介法」においてである。

そのような中で、1907（明治40）年の『中等教育唱歌集』には「旅愁」が登場し、（立身出世の）旅の道程で、「わびしき思いに、ひとりなやむ。」心理が共感を得ている。同歌集には「故郷の廃家」も掲載され、「さびしき故郷や、さびしき我家や。」と過疎化により故郷があれていく様を嘆いている。更に1914（大正３）年の『尋常小学唱歌(六)』には「故郷」が掲載され、「忘れがたき故郷」を思いつつも「こころざしをはたして、いつの日にか帰らん。」と“錦を飾る”夢を歌っている。国民の心は職業訓練には向かなかったようである。

７．職業訓練の軽視・蔑視は後進国の遺産であること

さきに述べたように、わが国の国民の教育観が“立身出世”には傾いても、ＩＬＯ的な教育・訓練観になれないと言うことは、一面では教育的後進国の現れであると言える。

わが国のように遅れた国の教育は、周知のように西欧文明に追いつけ追い越せの富国強兵のための制度として成立し、その教育制度の“あいろ”から職業訓練が成立した。つまり、イギリスの「教育法」からはわずかに11年の遅れでわが国の学校制度が確立するが（フランスの制度をモデルにしたと言われているが、わが国独特の制度であるとも言える）、「工場法」は実に114年も遅れて明治44年の成立となっている。ここにわが国の職業訓練の位置づけの低さがスタートする。

1918（大正７）年に終った第一次世界大戦の後の世界的不況の下で、就職が困難となり、失業する者も多数出てくるが、その犠牲は学校歴のない者が受けることになる。この結果、失業者があふれ、社会問題となったが、失業者の再就職のため（公共職業訓練が）、また失業予防のため（企業内訓練が）に職業に関する教育が重要な課題となってきた。そのために成立した労働者のための教育の内容と方法が学校教育とは全く異なった形態で展開されるのは当然であった。裏を返せば、参考になるものは無かった。

つまり、わが国では職業訓練が学校教育の成立から50年ほど経過した後に成立し、また労働者の教育が学校教育とは異質なために正当な評価が得られなかったと言えよう。そのような中でも、ジャーナリストの楠原祖一郎は次のように述べて、職業訓練が労働者の権利であることを早くから訴えていた[25]ことは今日の我々にも勇気を与えてくれる。

職業補導は、人類生存の本然性に基づき、人をして社会的饗宴の席より迫るる憂いを無からしむ為に、各人の社会的技能を向上進化せしめん事を目的とする、即ち生存権肯定の思想の上に起ち其の平衡を失せしめざらん事に努力するものにして、失業問題とは二にして一なる問題である。

職業の補導は……、各人の人格を認めて而して後補導さるる筈のものであって、慈恵的に、其の人格を蹂躙して為さるべきものではない。職業の補導は人的存在の助長であるが、救済ではないのである。是れを救済と解釈し得られない事はないが、かく解釈さるは其の當を得ないのである。

職業訓練の位置づけに関して一言追加しておきたいことは、途上国であってもヨーロッパの文化の影響を強く受けた国の人々はヨーロッパ的職業訓練（教育）観を持っていると言えることである。このことはそれらの国から能開大に来ている研修生と話していて強く感じる。例えば「徒弟制度は何故日本では尊重されていないのか」と言うような疑問が強く出される。これは、教育観がその国の文化の一部である事を物語っており、永らく植民地として統治された間に、支配国の文化や教育制度と伴に定着したためと考えられる。従って、教育観で言えば途上国の国民がヨーロッパ的先進国の考え方を強く持っていることになる。職業訓練の国際協力のために現地に派遣された専門家から、わが国とは職業訓練に関する認識にズレがあるということを聞くことがあるが、それはこのことを意味しているようである。

８．職業訓練と学校との連携が戦後の一時期は追求されていたこと

1947（昭和22）年の「教育基本法」は学校教育に関する法律と考えている人が大半である。同法は前文と第11条の「補則」からなる比較的短い法律である。第１条は「教育の目的」、第２条は「教育の方針」、第３条は「教育の機会均等」、第４条は「義務教育」、第５条は「男女共学」、第６条は「学校教育」、第７条は「社会教育」、第８条は「政治教育」、第９条は「宗教教育」、第10条は「教育行政」となっており、この中で学校教育に直接関することは第６条に記しているに過ぎない。つまり、学校教育の事だけではなく教育の基本的な在り方を記しているだけである。

その「教育基本法」の第７条では

「……勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励しなければならない。」

となっている。「教育基本法」は、制定以来一字なりとも変更なく今日まで継承されている。上の条文の意味するところは明らかに職業訓練を教育として奨励するという意味である。この事に関して正しく理解している者は教育関係者であっても多くはない。まして、教員免許試験や採用試験の問題になりにくいこのことを学習している教師志望の学生は少ない。このような状態が、学校教師による職業訓練の誤解と偏見を生み、教え子たちへの好ましくない影響を及ぼしていることの遠因となっていることは否めない。

上の第７条を受けて、教育刷新委員会が建議した「労働者に対する社会教育について」（昭和23年２月）は、

「労働者のための技能者養成所、見習工養成所、組合学校等の教育施設に対しても、……教育の機会均等の趣旨に基き、高等学校、更に大学へ進みうるために単位制クレジットを与える措置を講ずること」

と述べている。この建議の精神を受けて、文部省と労働省との間では職業訓練と学校教育との連携が検討されていた。

例えば、当時の企業内訓練は新規中学校卒業者が主対象であったが、「技能習得者は少なくとも中学校卒業者であり、……高等学校程度ということがいえるのであり又そうすることが望ましい」[26]とした。そのため、技能者養成の教習事項の基準では１年間の最低時間を1470時間として、１科目の基準を学校の１単位時間である35時間の倍数として定めた。

また、公共「職業補導は学校教育法第83条の各種学校として同法の適用を受けることになっている」とし、また「文部省又は厚生省所管の施設において職業補導が行なわれる場合において、……職業補導施設として補助金交付の対象とする事ができる」[27]とした。このことは当然文部省においても検討された。例えば文部省学校教育局長は「労働学校及びこれに準ずる教育施設は……『各種学校の取扱について』の通牒によって処理せられること」と同様な指示を行った[28]。このように、公共職業補導（今日の公共職業訓練）の学校での実施と職業補導の各種学校認定制度を相互に公表していた。

なお、例えば宮原氏のように、「私は大胆にすべての教育は職業を目的とする教育と考えたいのです。人間教育すなわち職業教育です。」[22]と主張した当時の教育学研究者もいた。しかし、氏の教育論は、その後十分に発展せず、むしろ忘れられてしまったように見える。

「教育基本法」は今日まで全く改正されていないが、戦後の試みは、教育と職業訓練との同一性を追求したと言えるのではないだろうか。第７条の規定は、ＩＬＯの職業訓練の定義を裏から見たものであり、両者は同じ営みの表現方法の違いと考えることが出来るのではないだろうか。このように考えると、先に示した「職業訓練の概念図」は全く同じ図で「教育の概念図」としても良いことになる。

しかし、その後に不幸な“縦割り行政”の狭間に職業訓練はおかれ、今日のような状況になった。今日のように縦割り行政の弊害が出るようになったのは、1948（昭和23）年の労働省と文部省との[30]“共同通達”からである。そこでは次のように述べている。

一、労働省（労政局）の所管する労働者に対する教育行政（以下甲とする）と文部省（社会教育局）の所管する労働者に対する教育行政（以下乙とする）とは次のようにその重点を異にする。

目標甲・健全中性な労働組合運動の発展を図り、あわせて合理的且つ迅速な労働関係の調整に資する。

・　・乙・公民教育の一環として社会の一員たる労働者が健全なる社会人ないし公民として必要とする教養の向上、知識の涵養、人格の陶冶に資する。

内容甲・一、労働関係諸法令の普及徹底に関する事項、二、内外にわたる労働組合、団体交渉、労働委員会等労働諸事情に関する公正な情報の提供に関する事項、三、その他労働問題の観点よりする諸問題の紹介及び解説に関する事項。

・　・乙・一、一般公民として必要な知識の向上に関する事項、二、科学技術の原理及び応用に関する事項（工場内において行われる技術訓練を除く）、三、情操陶冶に関する事項（芸術、文学、音楽に関

する教育、視覚教育等を含む）、四、その他公民としての資質向上に必要な事項。

二、右のように甲と乙とはその目標及び内容におのずからその重点を異にするが、実際問題として、例えば労働者のレクリエーションの奨励に関する事項の如く両者の間に明確な一線を画すことは困難な場合が多いと思われるので、両者の持つ機構と機能等を最大限に活用し相互にその短を補い、相協力して労働者教育の振興を図ることが必要であり、そのためにはそれぞれの主管局部課において緊密な連絡をとり随時必要な調整をなすよう努めなければならない。

上の発信者は文部省といっても社会教育局であり、労働省といっても労政局であった。つまり、当時に職業訓練を担当した、職業安定局も、労働基準局も、さらに学校教育における主たる技術教育の担当部局であった学校教育局も関与していない所で、技術教育の役割分担が申し合わされたということになる。そしてその分担の内容は、技術教育や職業教育ではなく、労働（思想）教育・公民教育のことだった。この共同通達に対する一般的な理解は、行政の担当部局の面でも、また教育訓練の内容の面でも間違っているという二重の誤りを犯していることが分かる。そしてその誤解が教育関係者ばかりでなく、職業訓練関係者の中にもあり、今日まで観念的に継承されていることを示している。

なお、職業訓練と学校教育との連携の問題は戦前においても追求されていたが、時代背景が異なるのでここでは詳述しない[31]。時代が異なっても職業訓練と学校教育との連携が追求されていたということはここに永遠の課題が潜むことを暗示している。

９．これからの社会は職業訓練を無視できない生涯学習の社会であること

今日ではマスコミにおいても“生涯学習”が語られ、国民の中でもその違和感が無くなってきた。しかし、その生涯学習の中核的問題の理解はやはりわが国では表面的であるように思われる。

つまり、生涯学習の社会を建設するためには職業訓練を無視することができないと思うからである。このことはＩＬＯ、ユネスコのいずれもが、「職業訓練」「技術教育及び職業教育」を生涯教育ないし生涯学習の中心課題にしていることを見ても明らかである。ＩＬＯの場合はその中心課題が第117号「勧告」から第150号「勧告」へ展開していくなかでより明確になり、ユネスコの1962年「勧告」、1974年「改正勧告」、特に後者では「III　政策、計画および行政」の16項で「生涯教育における技術教育および職業教育の可能性にとくに重点」をおくことを強調し、両者がこの生涯教育・訓練全体を覆うネット・ワークの形成を意図していることが明確に見て取れる。職業教育に関する議論はこのような経過の中で、特に労働者の教育訓練を保障することの重要性について強調している。

わが国の職業訓練界は既に1969（昭和44）年の新「職業訓練法」において生涯訓練を標榜した。しかし、その後のわが国の社会では、十分にこの意義が認められていたとは言えない。その意味で、最近ようやくわが国の社会が職業訓練に追いついてきた、と言えるかも知れない。近年、生涯学習が叫ばれると言うことは、職業訓練こそ今後の教育訓練の中核であるということが認識され始めたと言えるであろう。

わが国の教育問題への批判は臨時教育審議会の「生涯学習」論として登場した。２１世紀のわが国の教育を展望したとき、学校教育制度だけで国民の教育が満たされることはない。既に見たように企業内訓練の重要な役割がある。これは学校教育とは対置した職業訓練の分野に含まれるものである。しかし、ＩＬＯの職業訓練の定義や「教育基本法」第７条の規定はあるが、わが国の学校教育が世界に共通な教育になることは困難な状況にあると考えられる。つまり、文部省に任せていれば何の改革も進まないことは誰にも分かっていた。そこで、文部省とは別に総務庁直轄の臨時教育審議会を設置し、今後のわが国の教育のあり方についての審議を託した。

そこでは“生涯学習”が鍵概念として浮上し、生涯学習であれば学校教育に限定されることはなく、学校修了後の教育訓練や学習がその重要な課題に

なることは必然であった。臨時教育審議会の答申に職業能力開発の方向に関するあり方が詳しく論じられたのはこれまた必然であった[32]。

しかしこの課題は少なくない教育学研究者の立場からは微妙に難しい問題となっている。例えば、日本教育学会で昨年「生涯学習と住民の主体形成」のテーマのもとにシンポジウムが開催され（1993年８月）、倉内史郎氏が「生涯学習における職業能力開発の問題」を報告された。その論調は理路整然とした問題提起であるが、その報告に対する指定討論者の鈴木敏正氏の論理は倉内氏の問題提起の理解が不十分ではないかと思わされる[33]。また鈴木氏に限らず、「教育」、「職業教育」、「職業訓練」の概念が未分化であり、“職業訓練は労働省に任せておけば良い”というような生涯学習論の根本についての理解が疑わしい研究者が少なくないと感じさせられる。

臨時教育審議会の答申を受け、文部省は社会教育局を生涯学習局に再編し、1990（平成２）年に「生涯学習の振興のための推進体制等の整備に関する法律」（通称「生涯学習振興法」という）を制定した。しかし、この法律では職業能力開発に関しては「別に講じられる施策」として範囲外に置いてしまった。つまり、臨時教育審議会が答申した生涯学習論の重要なポイントをこの法律では除いてしまった。

しかし、これからの社会は、世界の動向を見ても分かるように、職業訓練の正しい位置付けなしに教育を論じることは不可能になると考えられる。例えば、「『生涯学習』は製造業やサービス部門におけるすべての現代的発展に伴う、継続的職業訓練の計画のためのキャッチフレーズになった。」という指摘[34]を見ても明らかである。

１０．職業訓練は教育よりも教育的であること

わが国の学校教育はあまりにも“近代化”し過ぎたために、その弊害によって窒息しようとしている。多人数教育、知識偏重等はその代名詞である。その先に学校の荒廃や“いじめ”がある、と言える。これに対し、職業訓練は本来の教育を追求できる可能性を秘めている。

その一つは、少数教育であることである。それだけ指導員の目が隅々まで届くことを意味している。その結果、過ちを直ぐに注意したり、直したり出来る「即時反応の原理」を実践できることになる。目が行き届かないということは、子ども達を一人ひとり親身になって面倒を見ることが出来ないことを意味している。その結果学業に遅れを取る子どもを“落ちこぼれ”と呼び、その原因を子どもにあるとしている。しかし、これは子どものせいではなく、明らかに教師を含む大人達の側に問題があるのであり、“落ちこぼし”に過ぎない。

これに対し、職業訓練施設での指導は、実技を中核としているため、職業訓練指導員が一人ひとりを見落とすわけにはいかない。その結果、子ども達は生きいきと学ぶことが出来る。次の文は今年の学会で筆者が紹介したある職業訓練施設の指導員による論文の一部である[35]。Ｋ君は中学校では登校拒否児で、成績はオール１の生徒であったが、職業訓練校では皆勤賞をとり、今年（平成６年）の春修了した。その後、この指導員（次の「私」）がまだ取ってない資格を目指して勉強をしており、また、ゆくゆくは大学に進むために定時制高校を受ける準備もしているという。

或る日、新聞等で報道していた登校拒否生徒のことが話題になっていた。その時の会話を再現してみることにする。

私：　Ｋよ今日の新聞見たか？

Ｋ：　新聞は見てきました。

私：　足助町に「つげの高校」が出来るだってな、君知ってるか？

Ｋ：　テレビで知りました。

私：　登校拒否のことは高校（定時制）のとき、級友の女の子から学校に行かなかったことを本人から聞いた事があるけど、現実に多いのかな……あ。

Ｋ：　先生そんなのは、何処にでも有る話ですよ。

Ｋ：　僕もその一人で、300 日位休みました。

私：　え……嘘を言うな……。

君のような男が……信じられん。

Ｋ：　中学校の内申書を見たでしょう。

私：　いやぁー見てないよ……。だって俺は、ほかの先生と違って過去の成績なんて気にしないから。

Ｋ：　誰のも見てないのですか？

私：　だってそんなことしたら、先入観が先に立って公平に人を見られないだろう。

Ｋ：　先生変わってますね。

私：　変わってるかなぁー。

Ｋ：　だって僕の中学校の先生は、一年生の成績だけで二年生の一学期から相手にしてくれませんでしたよ。

私：　それは、無いだろう、だって学校の先生は優秀でないとなれないんだぞ。

Ｋ：　先生もいろいろですからねぇー。

私：　それはそうと、おまえ未だここへ来てから皆勤じゃなかったか？

Ｋ：　はいそうです。

私：　何故休まずに来れるのか？

Ｋ：　ここは、一日々が区切られているから、明日予定が付くのでよいし、一年間だから休まないでおこうとすれば出来そうですし、目標が近いからです。

私：　あそうか。

Ｋ：　それに、先生は嘘を付かないし、怒らないし、それに、生徒を馬鹿にしない。

私：　でも俺も家に帰って一息付くと、今日も君達にひどい事言ってしまったなぁーて考える事がある。これでもな……。

私：　君の家族の人は、皆心配してたろうなぁー、特にお母さんは……。

Ｋ：　特に僕の家は、団地ですから近所の人にいろいろ聞かれて困ってたようです。後でお母さんが言ってました。

私：　俺も君が毎日来ることで、少しは俺も役に立っているんだな。

Ｋ：　お母さん安心してあっちこっち買い物に出歩いてますよ。

私：　ところで、君、進学あきらめたのか？

Ｋ：　今のところ……。

私：　君だったら、公立高校だって入れたし勉強も良く出来ると思うよ。

Ｋ：　駄目ですよ、中学校の先生が受けさせてくれませんよ。

私：　試験ができれば合格するんじゃないのか。

Ｋ：　先生が駄目といえば、駄目なんです。

私：　そうか、俺の考えが甘いか。

それだったら君だったら、中学校卒業して直接就職したって良かったかも。

Ｋ：　あのままでは、自信ないです。多分続かなかったと思います。

以上の会話についての補足は不要であろう。

職業訓練における教育的優位性の第２は、「易より難へ」の教育心理学の教えに従ってカリキュラムを編成できると言うことである。専門的な職業に関する内容は易しい内容から次第に高度な内容へと順序よく指導しなければ受講生も理解してくれないことは明らかである。

第３は、「具体から抽象へ」のやはり教育心理学の理論を実践できる場であるということである。「実習を通しての理論化」とか、「実学融合」という教育方法は職業訓練の場においてのみ可能になってきている。

企業見学の際に、その企業に勤めていた能開大の卒業生に対し、新入生が「職業訓練大学校では何が一番役立ったですか」と質問した。これに対し、その先輩は「最も役立ったのは実習だった」と思いがけない言葉が返ってきた。新入生はすぐさま、「何故ですか」と質すと、先輩は「実習をやっていたことにより、仕事をやっていく上で、やっている全体像が見えるというか、仕事の方向が分かるから」と答えていたのに、道理があると思った次第であった。それに続いて先輩は、「他の大学からきた社員は製品のイメージが出来ないようで苦労しているようだ。大学時代は実習を馬鹿にしていたが、企

業で働くようになってその意味が分かってきた。」と追加した。この話は職業訓練短期大学校の卒業生が様々に報告している[36]実習経験の意義にも通じる。

職訓短大の卒業生も指摘するように、一般の４年生大学の工学部を卒業した者では実践的な技術をほとんど身につけていないと言える。日本の工学教育は当初はヨーロッパの教育を批判する立場から実践的なものが目指されたが、今日ではその試みは職業訓練だけに残っていると言えよう。

１１ [illegible]

[illegible]を[illegible]の[illegible][30]である[illegible]大学院卒業者もいる[illegible]

[illegible]統合前[illegible]職業訓練生[illegible]万人[illegible][19][illegible][38]えると[illegible]

50 年[illegible][49][illegible]入校生 558 [illegible]した。1982 [illegible][57]

[illegible]の実態調査」[illegible]行[illegible]

[illegible]

昭和５６	５１ ５３ ５５	[illegible]	[illegible]	[illegible] １２
昭和６２	５７ ５９ ６１	[illegible]	[illegible] １３	[illegible] １１

[illegible]

[illegible]

[illegible]であ[illegible]思える[illegible]。[illegible]教示[illegible]いしたい[illegible]

7 [illegible]『[illegible]』[illegible]

(　) [illegible]

(　) [illegible]は[illegible]44 [illegible]

[illegible]

10 [illegible]39　83

[illegible]

11 [illegible]

[illegible]

12 [illegible]10 [illegible]85

13 [illegible]82

14 [illegible]85

[illegible]

20 [illegible]

38 [illegible] 59

21 [illegible] 70

22 [illegible]

23 [illegible]

24 [illegible]

25 [illegible] 13

12 [illegible]

26 [illegible] 25

74

27 [illegible] 23 13 23 32

28 [illegible] 26

29 [illegible] 23

30 [illegible] 27

31 [illegible] 17

[illegible] 25 29 30

32 [illegible] 63

[illegible] 62

33 [illegible] 60

43 [illegible]

[illegible]

34 [illegible]